

育児休業制度等の概要

<育児休業制度>

- 男女労働者は、その事業主に申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間、育児休業をすることができる（育児・介護休業法第2条、第5条）。
- 事業主は、労働者が育児休業の申出をし、又は育児休業をしたことを理由として解雇その他不利益な取扱いをしてはならない（同法第10条）

<勤務時間の短縮等の措置>

- 事業主は、1歳に満たない子を養育し、育児休業をしない者については、次のいずれかの措置を、1歳から3歳までの子を養育する労働者については、育児休業に準ずる措置又は次のいずれかの措置を講じなければならない（同法第23条）。

〔短時間勤務制度、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、
所定外労働の免除、託児施設の設置運営、育児費用の援助措置〕

- 事業主は、3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者については、育児休業の制度又は勤務時間の短縮等の措置に準ずる措置を講ずるよう努めなければならない（同法第24条）。

<子の看護のための休暇の措置>

- 事業主は、小学校入学までの子の看護のための休暇制度を導入するよう努めなければならない（同法第25条）。

育児休業取得の現状

(%)

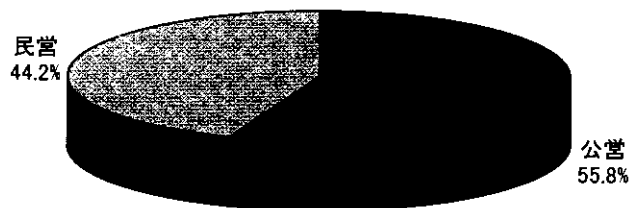
事業所規模	育児休業取得者の男女比		出産した女性労働者に占める育児休業取得者の割合	配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業取得者の割合
	女性	男性		
30人以上	97.6	2.4	57.9	0.55
500人以上	99.6	0.4	76.3	0.11
100～400人	99.4	0.6	71.4	0.14
30～99人	95.6	4.4	47.2	0.91
5～29人	97.6	2.4	55.0	0.34

資料：厚生労働省「女性雇用管理調査」（平成11年度）

保育所の現状

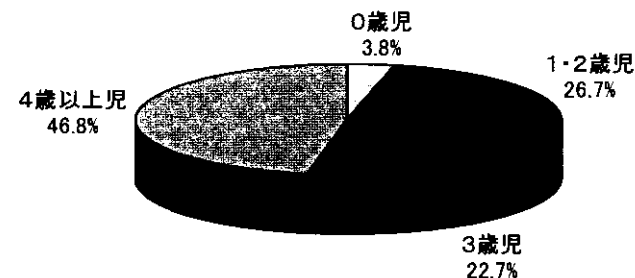
○ 保育所数は、約2万2千か所設置されており、約188万人の児童が入所している。
全国的に見ると、入所児童数は定員の約9割を超えている。

○ 保育所数 22,272 か所 [前年 22,214]
 公 営 12,437 か所 (55.8%)
 民 営 9,835 か所 (44.2%)



○ 入所児童数 1,879,349 人 [前年 1,828,227]

0 歳児 71,146 人 (3.8%)
 1・2 歳児 501,717 人 (26.7%)
 3 歳児 426,428 人 (22.7%)
 4 歳以上児 880,058 人 (46.8%)



○ 定 員 1,957,626 人 [前年 1,936,881]

○ 入所率 96.0% [前年 94.4]
 公 営 89.6%
 民 営 103.9%

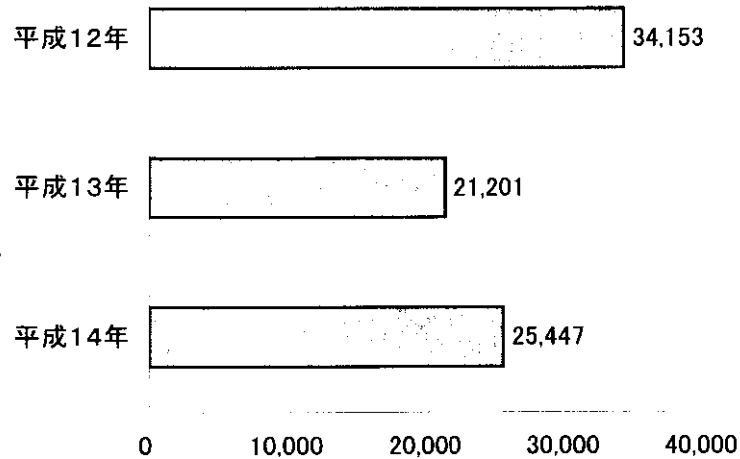
(平成14年4月現在 厚生労働省報告例)

待機児童の現状

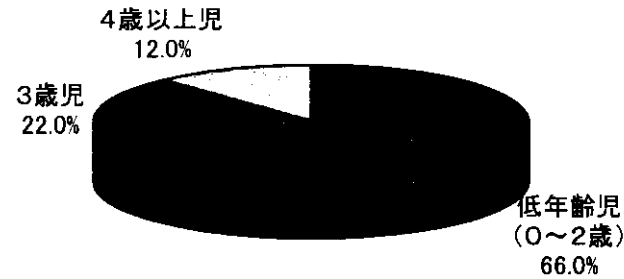
○平成14年4月1日現在の保育所の待機児童数は2万5千人。(H13→H14 4,246人増)

○待機児童数 25,447人

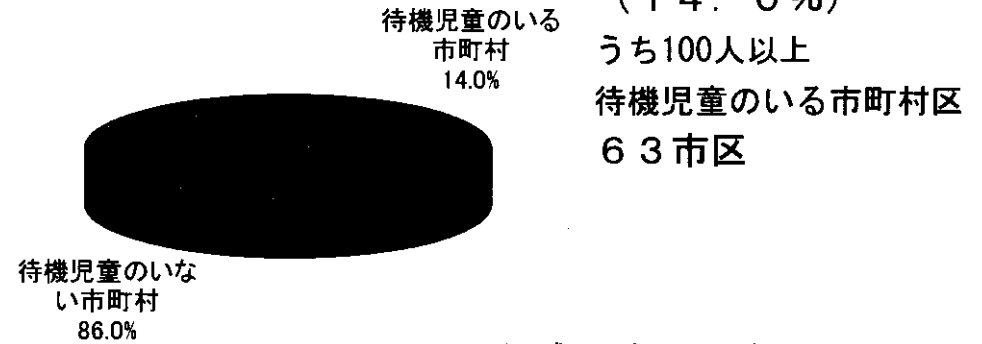
待機児童数の推移



○低年齢児(0~2歳)待機児童16,792人 (66.0%)



○待機児童のいる市町村 454市町村 (14.0%)



※平成12年は定義変更前の数値(他に入所可能な保育所があるにも関わらず待機している児童等を含む)

(平成14年4月現在)

新エンゼルプランの着実な推進

・平成12年度を初年度とする新エンゼルプラン ～16年度まで

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度目標値
○低年齢児の受入れの拡大	(59.3) 59.8万人	(62.4) 61.8万人	64.4万人	67.4万人	68万人
○延長保育の推進	(8,052) 8,000か所	(9,431) 9,000か所	10,000か所	11,500か所	10,000か所
○休日保育の推進	(152) 100か所	(271) 200か所	450か所	500か所	300か所
○乳幼児健康支援一時預かりの推進	(132) 200市町村	(206) 275市町村	350市町村	425市町村	500市町村
○多機能保育所等の整備	(333) 305か所 11' 補正 88か所 計 393か所	(291) 298か所 12' 補正 88か所 累計 779か所	268か所 13' 1次補正 83か所 13' 2次補正 76か所 累計 1,206か所	268か所 14' 補正 48か所 累計 1,522か所	累計 2,000か所
○地域子育て支援センターの整備	(1,376) 1,800か所	(1,791) 2,100か所	2,400か所	2,700か所	3,000か所
○一時保育の推進	(1,700) 1,800か所	(3,068) 2,500か所	3,500か所	4,500か所	3,000か所
○ファミリー・サポート・センターの整備	(116) 82か所	(193) 182か所	286か所	379か所	180か所
○放課後児童クラブの推進	(9,401) 9,500か所	(9,873) 10,000か所	10,800か所	11,600か所	11,500か所
○フレーフレー・テレフォン事業の整備	(39) 39都道府県	(43) 43都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県
○再就職希望登録者支援事業の整備	(24) 24都道府県	(33) 33都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県
○周産期医療ネットワークの整備	(14) 13都道府県	(16) 20都道府県	28都道府県	37都道府県	47都道府県
○小児救急医療支援の推進	(51) 240地区	(74) 240地区	300地区	300地区	(13年度) 360地区 (2次医療圏)
○不妊専門相談センターの整備	(18) 24か所	(24) 30か所	36か所	42か所	47か所

- (注) 1. 待機児童ゼロ作戦を推進するため、15年度においては、保育所の受入れ児童数を4.5万人増加させることとしている。
 2. 多機能保育所等の整備の16年度目標値累計2,000か所については、少子化対策臨時特例交付金による計画数390か所を含む。
 3. 12年度、13年度の上段()は実績値。

待機児童ゼロ作戦の推進について

1 待機児童ゼロ作戦(平成13年7月6日閣議決定)

保育所、保育ママ、自治体単独施策、幼稚園預かり保育等を活用し、平成14年度中に5万人、さらに平成16年度までに10万人、計15万人の受入児童数の増を図り、待機児童の減少を目指す取組み。

2 平成14年4月1日の現状

○ 保育所入所児童数 : 187万9千人 ○ 待機児童数 : 2万5千人

(注) 1 低年齢児(0~2歳)待機児童数 : 16,792人(全体の66%)

2 待機児童のいる市町村数 : 454市町村(全体の14%)

(うち、100人以上待機児童のいる市区町村:63市区)

3 平成14年度スタートの待機児童ゼロ作戦の推進について

平成14年度スタートの待機児童ゼロ作戦を着実に推進するとともに、新たに少子化対策プラスワンの推進による働き方の変化、潜在的な需要などを踏まえつつ、的確に対応。

○ パートタイムなどで働いている方々に対応した新しい保育事業(特定保育)の創設

○ 都市部の取組みの強化を促進(自治体の「待機児童解消計画」の策定)

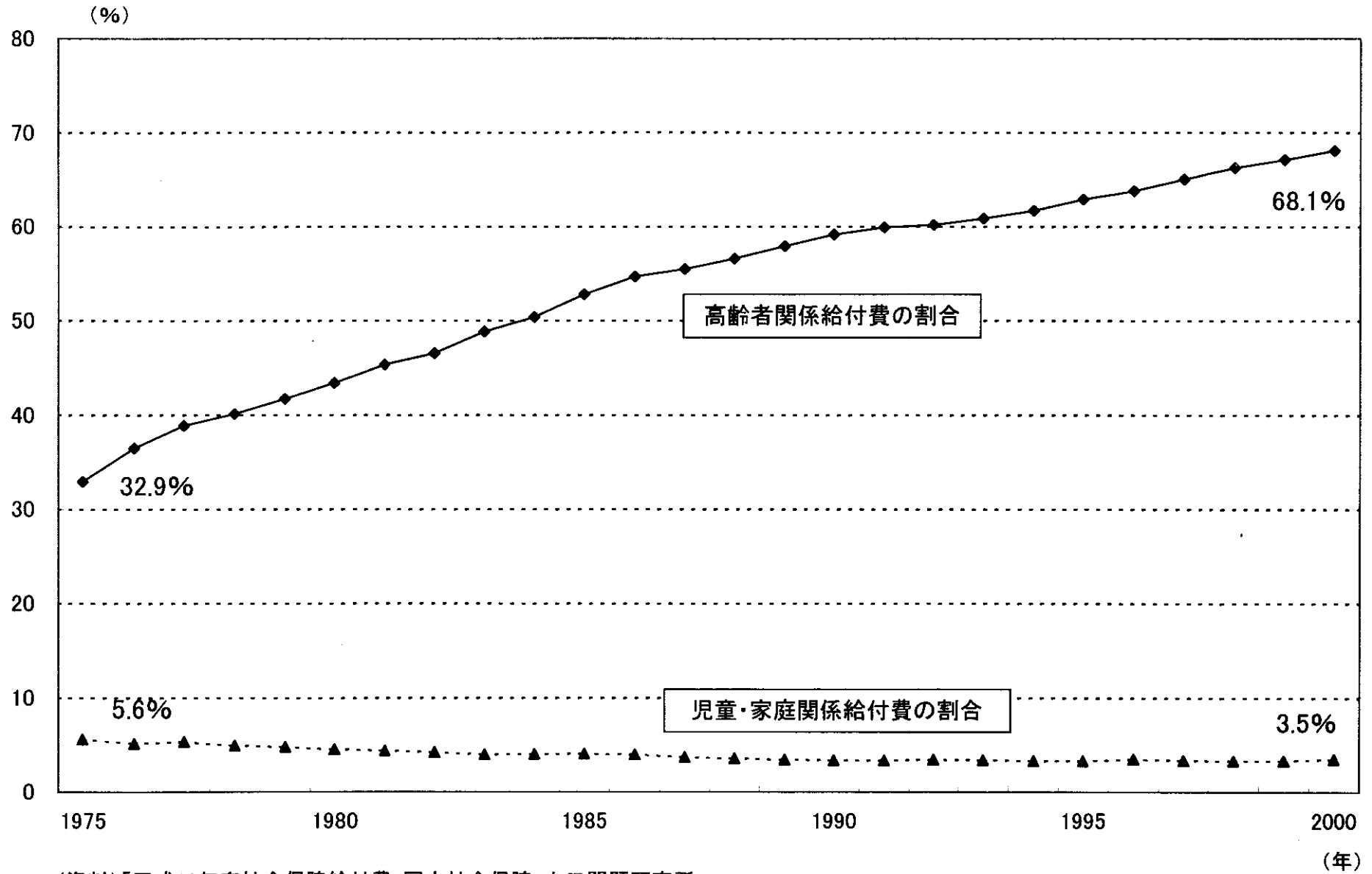
社会保障給付費に占める高齢者関係給付費と児童・家庭関係給付費

社会保障給付費	高齢者関係給付費		児童・家族関係給付費	
		給付費に 占める割合		給付費に 占める割合
78兆1,272億円	53兆1,982億円	68.1%	2兆7,419億円	3.5%

※数字は平成12(2000)年度

(注) 高齢者関係給付費:年金保険給付費、老人保健(医療分)給付費、老人福祉サービス給付費、高年齢者雇用継続給付費
 児童・家族関係給付費:医療保険の出産育児一時金、雇用保険の育児休業給付、保育所運営費、児童手当、児童扶養手当等

社会保障給付費に対する高齢者関係給付費と児童・家庭関係給付費の割合



(資料)「平成12年度社会保障給付費」国立社会保障・人口問題研究所

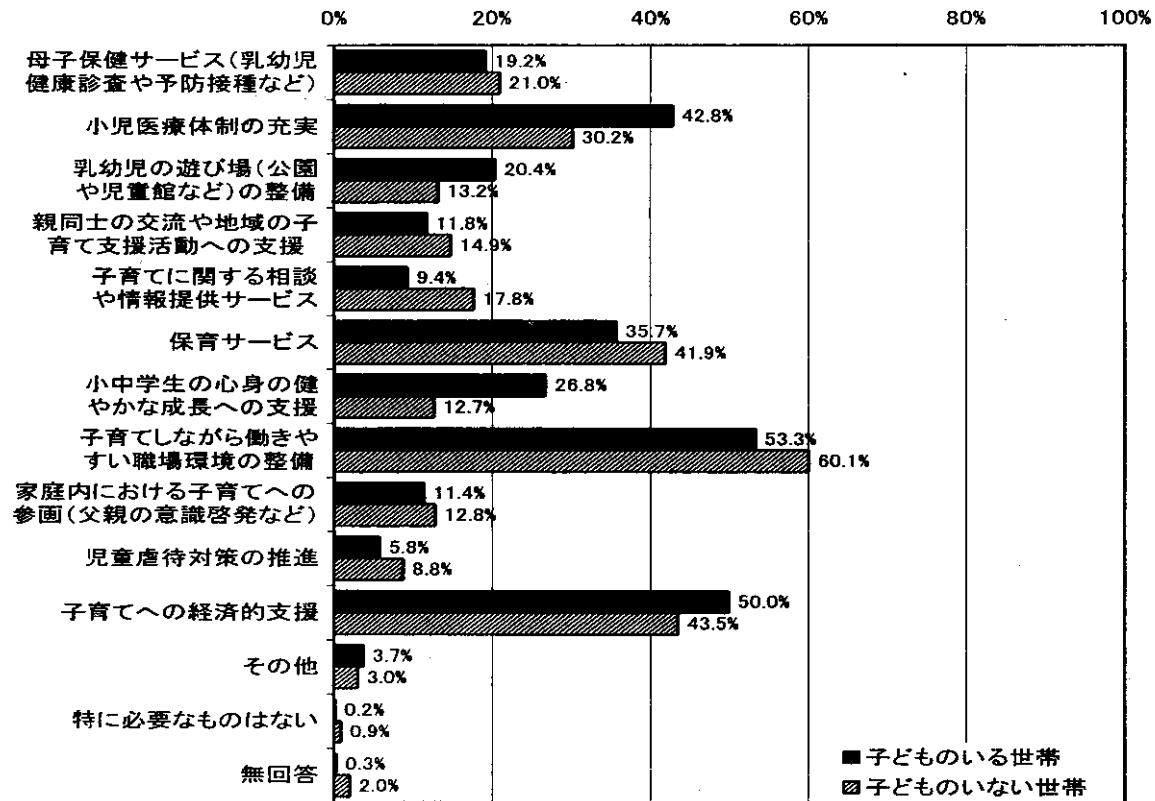
(注) 高齢者関係給付費:年金保険給付費、老人保健(医療分)給付費、老人福祉サービス給付費、高年齢雇用継続給付費

児童・家庭関係給付費:医療保険の出産育児一時金、雇用保険の育児休業給付、保育所運営費、児童手当、児童扶養手当等

○今後充実が必要な施策・サービス及び支援等（複数回答、3つまで）

子どものいる世帯、いない世帯ともに、「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」と「子育てへの経済的支援」が第1位、第2位を占めている。

今後充実が必要な施策・サービス及び支援等（複数回答、3つまで）



出典：厚生労働省 平成13年度児童環境づくり等総合調査研究事業
「子育て家庭に対する支援策に関する調査研究報告書」(平成14年3月)